

北下浦地域の実情について

北下浦行政センター

1 北下浦地区協議会設置経過

（1）発足の背景

北下浦地区では、各連合町内会が集合した「四連合町内会」の組織のもとで各種団体が行う事業等への支援を中心に活動を行っていましたが、地域協働プラン策定の機運が盛り上がらなかったことに加え、平成20年4月には粟田町内会が野比・粟田地区連合町内会から脱退したことなどから、「四連合町内会」組織の継続が難しくなったため、平成20年度をもって発展的に解消しました。（各地区の連合町内会は現在も存続）

そして、平成21年7月2日に地域の情報交換や市と市民が相互に協力しながら進めていく地域協働事業を行う新たな組織として「北下浦地区協議会」が発足しました。

（2）設立の趣旨

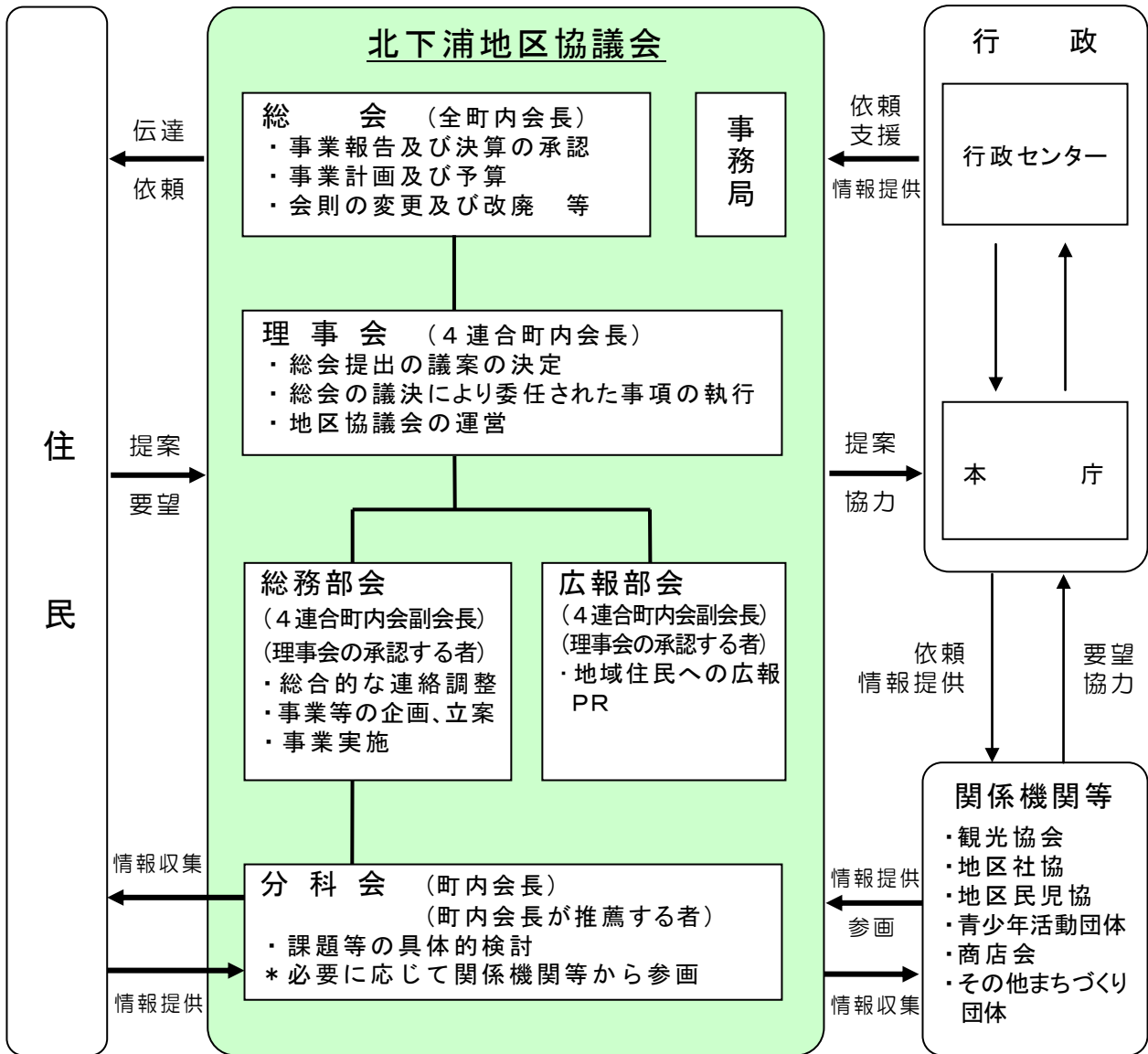
北下浦地区協議会は、北下浦地区の住民の協力を得て北下浦地区まちづくりについて総合的に取り組み、住民の福祉増進に寄与することを目的として設立されました。将来的には地域自治の中核を担えるよう組織内に事務局を設置して自立した組織となっています。（参考資料 会則参照）

福祉や生活環境など地域におけるまちづくりの主体は地域住民であること。そして、町内会組織が行政のさまざまな要請に応えてきた経緯から、基礎的構成員は町内会・自治会としています。

北下浦行政センター管内には、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、観光協会等、他の地域団体が存在していますが、これらの団体の構成員も北下浦地区の住民であり、町内会・自治会組織の一員となっています。そして、これらの地域団体も町内会・自治会等と連携してスムーズな活動を行えるとの考えに起因しています。

なお、地域の課題解決に必要な場合には、専門分野の活動団体として、これらの地域団体も北下浦地区協議会に参加できる仕組みとなっています。

(3) 北下浦地区協議会の仕組み



◇地域住民の声から地域の課題を抽出し、誰でもが納得できる手法で透明性を確保して課題の優先順位をつけ、優先度の高い順に市民協働による解決を図る。

◇福祉、観光、環境等の専門家は意思決定機関には参画していないが、事業実施段階でその力を発揮できるようにしている。

◇課題等の具体的検討部門である分科会は、課題となった事業ごとに立ち上げ、目的が達成された時点で解散する。

2 北下浦地区協議会の現状

(1) 組織、活動状況

発 足：平成 21 年 7 月 2 日（設立総会）

組 織 (人数)	構 成 員・所属町内会等 (平成22年度の構成)	会 議 数	
		発 足～ H22.3.31	H22.4.1～ H22.9.30
総 会 (42)	北下浦地区42町内会長	1 回	1 回
理 事 会 (4)	野比、長沢、津久井、グリーンハイツ の連合町内会長	6 回	5 回
総 務 部 会 (6)	境町内会、野比東町内会、高田町内会、 青陵自治会、栗田町内会	4 回	6 回
広 報 部 会 (6)	東ノ入町内会、大作町内会、長岡町内会、 安戸町内会、郵政町内会、栗田町内会	2 回	2 回
分 科 会 (12)	野比東町内会、東ノ入町内会、長岡町内 会、宮の下町内会、下田町内会、谷戸町 内会、グリーンハイツ自治会、栗田町内会	7 回	5 回
事 務 局 (2)	峰町内会、花輪町内会	—	—
会 計 (1)	仲町谷町内会	—	—
監 事 (2)	長岡町内会、栗田町内会	—	—

(2) 活動の成果

北下浦地区協議会発足後、市民協働事業の課題募集を各町内会・自治会単
位で行った結果、35件の案件が提出され、その中から取り組む課題を抽出し、
理事会・総務部会で、「環境・美化に関すること」に決定しました。

この決定に基づき、分科会を立ち上げて具体的な検討に入り、平成22年3
月までに、ごみ適正処理推進事業(ごみ出しルールの徹底を図るための事業)
及び水仙の街・北下浦事業(国・県・市・民有地所有者の協力を得て水仙の植付
ける事業)について計画書案を作成し、平成22年5月の総会で承認を得ました。

今年度は、平成23年度の事業実施に向け、実施方法・手順等、詳細な検討
を行っています。

総会で承認された平成22年度事業計画

- ア 定期的に理事会、総務部会を開催し、地区の現状や将来のあるべき姿について検討し、まちづくりに向けて課題を抽出する。
- イ 広報部会では、理事会、総務部会での検討経過や結果を速やかに周知する。
- ウ 抽出された課題の解決を図るため、分科会を立ち上げ、具体的な対応を協議する。
- エ 「ごみ適正化推進事業」及び「水仙の街・北下浦事業」を別紙事業計画（省略）により実施する。
- オ 新年賀詞交歓会を実施する。

3 北下浦地区協議会の今後の課題

(1) 会則の改正

新たな市民協働組織としての「北下浦地区協議会」設立にあたり、障害の一つに一部町内会の連合町内会からの脱退問題がありました。議論を重ねた結果、設立を優先させた経緯があるため、会則に不備が見られます。

現在は、総務部会において内容を精査し、設立の趣旨に沿って見直しを行っています。また、(仮称)地域運営協議会の受け皿として活動ができるように、その内容が明確になった段階で会則を改正するよう準備を進めています。

(2) 他のまちづくり地域団体との関係

現在、北下浦地区協議会の主たる構成員には住民組織の町内会・自治会としています。他の地域団体の構成員も地域住民ですが、例えば、地区民生委員児童員協議会、地区社会福祉協議会では福祉分野について、観光協会では観光・集客について、それぞれ取り組んでいますので、北下浦地区協議会がその分野の課題解決を決定した場合には、分科会組織に参画して議論を進めることとなります。なお、北下浦地区協議会の意思決定は42名の町内会長、自治会長となっています。

今後、地域のさまざまな問題を解決するためには、町内会・自治会と各地域団体と連携が不可欠となりますので、各地域団体の参画のあり方について、現在検討されている(仮称)地域運営協議会組織と北下浦地区協議会組織のすり合わせが必要になると考えています。

(3) 北下浦地区協議会の運営

ア 協議会活動の周知

北下浦地区協議会の設立は行政主導で行いましたが、協議会の運営は構成員の自主運営とし、課題抽出から課題の解決方法に至るまで、その決定は構成員の意思で行っており、行政は側面的な支援に徹しています。

北下浦地区協議会の設立趣旨、目的を十分に理解している構成員がいる一方で、このような協議の場に不慣れな構成員もいるため、当初は合意形成に至るまで、かなりの時間を要していました。また町内会長・自治会長の任期により改選が行われると新たな組織構成となり、同様の事態も予想されます。

また、地域間（大きく分けて野比地区、長沢地区、津久井地区、グリーンハイツ地区、栗田地区）での考え方の違いにより、合意形成に時間を要することもあります。

これらを解消するためには「北下浦地区協議会」の設立趣旨、活動状況等を地域住民へ周知し、理解を深めてもらうことが重要と考え、広報部会の活動を強化し、広報紙を適時適切に発行していくこととしています。

イ 協議会の役員相互の意思統一

北下浦地区協議会の役員として、代表、理事、部会長、会計及び監事がありますが、協議会の執行部として連携を図ることが必要であるという認識のもと、今後は役員会を開催し、意思統一を図っていこうと考えています。

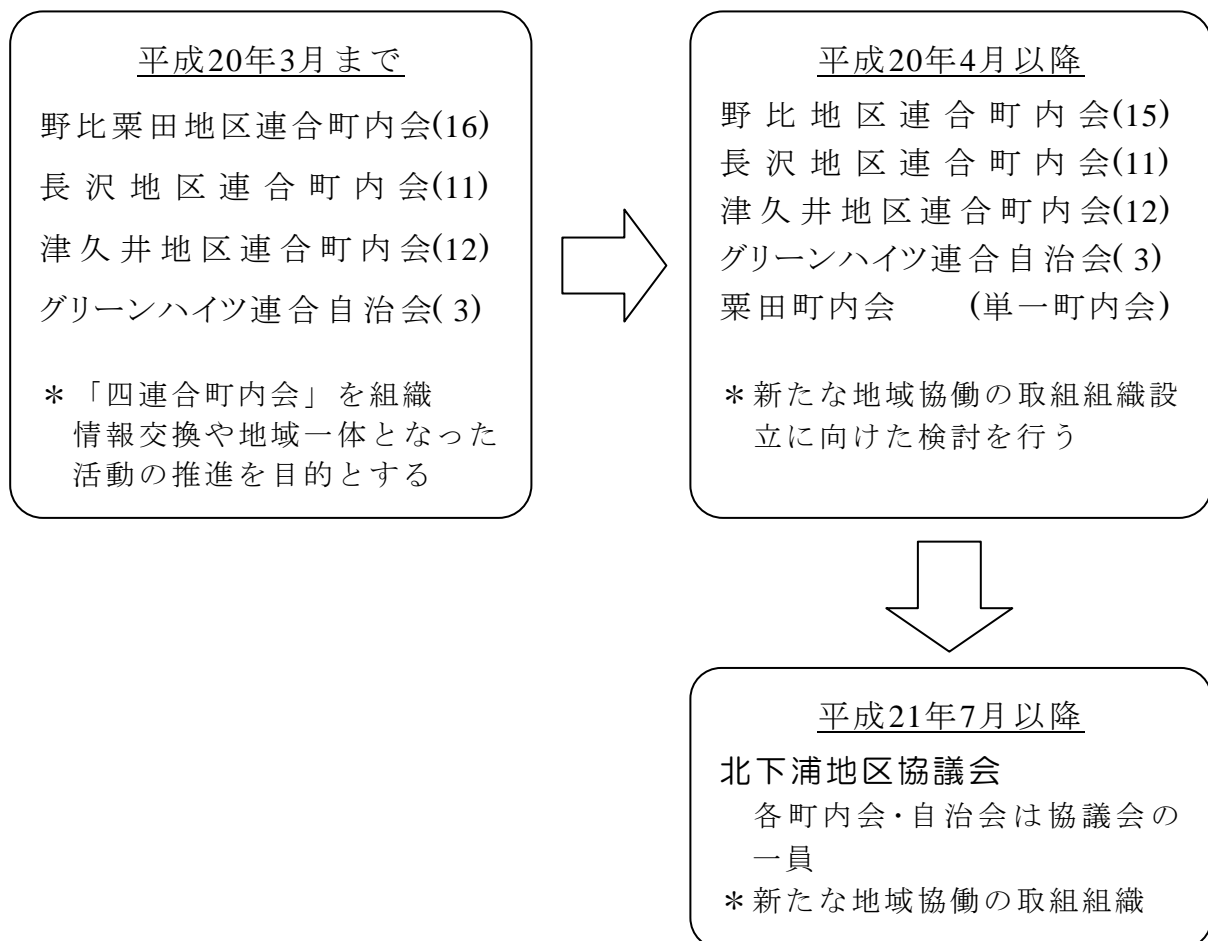
参考資料

■ 人口規模と町内会・自治会数

平成22年4月1日現在

地区名	人口	世帯数	町内会・自治会数	形態
野比	13,053	5,345	15	連合町内会
光の丘	101	101	0	(未組織)
栗田	3,908	1,618	1	単一町内会
長沢	9,648	3,886	11	連合町内会
津久井	6,811	2,882	12	連合町内会
グリーンハイツ	2,768	1,139	3	連合自治会
北下浦地区合計	36,289	14,971	42	—
横須賀市全体	425,258	179,257		

■ 北下浦地区協議会の連合町内会組織の変遷



参考資料

■ 北下浦地区協議会の予算の考え方

【収入】

会費	連合町内会(自治会)の野比地区、長沢地区、津久井地区、グリーンハイツ及び栗田町内会から、世帯数に応じて1世帯当たり10円分を会費として負担、運営経費に充てる。
事業実施負担金	事業に必要な経費は、事業を実施する年度の予算として、あらかじめ協議して決定した方法(割合)により、各連合町内会・自治会及び栗田町内会が負担する。

【支出】

会議費	理事会、総務部会、広報部会及び分科会の会議の際のお茶代等
事務費	理事会、総務部会、広報部会及び分科会の会議開催案内送付のための切手代等
広報活動費	地域住民への周知用として、広報紙作成用紙代、印刷経費等
事業展開準備費	新事業の事業経費は新年度予算に各地区の負担方法など決定し計上されるが、前年度に共通経費を準備費として計上し、スムーズな事業展開を図る。
事業費	必要経費等を積算し、事業実施年度の予算として計上(各連合町内会・自治会及び栗田町内会からの負担金を充てる)

*平成23年度から①ごみ適正処理推進事業 及び ②水仙の街・北下浦事業が実施されるが、今年度に各事業の総予算、事業実施工程、各町内会からの負担割合等、事業実施に当たっての詳細を協議している。

北下浦地区協議会会則

(名称)

第1条 本会は北下浦地区協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協議会に事務局を設ける。

(目的)

第3条 北下浦地区の住民の協力を得て、北下浦地区まちづくりの総合的な取り組みの推進及び住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの課題を検討し、事業計画を作成する。
- (2) 事業計画に基づき、市民公益活動団体としての役割を推進する。
- (3) 町内会、自治会相互の連絡、意見交換を行う。
- (4) 関係機関との連絡調整を行う。
- (5) その他本協議会の目的達成に必要な事項。

(構成)

第5条 協議会は、北下浦行政センター管内の全町内会長・自治会長をもって構成する。

2 協議会には理事会の同意を得て、関係者を参加させることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 理事 4名
- (3) 部会長 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 理事は別表1に定める連合町内会・連合自治会の会長をもってあて、理事会を構成する。

2 代表は、理事会において互選する。

3 部会長、会計及び監事は第5条に定める会員の中から理事会において選出する。ただし、監事は他の役員を兼任することはできない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は第5条に定める者をもって構成し、過半数(委任を含む)の出席をもって成立する。

2 総会は、代表が招集し、年1回開催する。ただし、必要に応じ随時開催することができる。

3 議長は、総会出席者の中から選出する。

(議決)

第11条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数の賛成により成立する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第12条 総会の審議事項のうち、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告及び決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 会則の変更及び改廃に関する事項
- (4) その他代表が必要と認めた事項

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を議決及び執行する。

- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会の議決によって委任された事項
 - (3) 本協議会の運営に関する事項
 - (4) その他代表が必要と認めた事項
- 2 理事会は、必要に応じて代表が招集し、会議の議長となる。

(部 会)

第14条 協議会の総合的な連絡調整機能をもつ総務部会及び広報PRを行う広報部会を置く。

2 部会は必要に応じ部会長が招集し、会議の議長となる。

3 部会員は、別表1に定める連合町内会・連合自治会の副会長及び理事会の承認する者をもってあて、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(分科会)

第15条 協議会に、個別案件を検討するため、分科会を設置することができる。

2 分科会の構成及び座長は、理事会において決定する。

3 分科会は、必要に応じ座長が招集し、会議の議長となる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(経 費)

第17条 協議会の経費は、北下浦行政センター管内の町内会・自治会からの分担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を得て代表が定める。

附 則

この会則は、平成21年7月2日から施行する。

別表1(第7条、第14条関係)

連合町内会・連合自治会
野比地区連合町内会
長沢地区連合町内会
津久井地区連合町内会
グリーンハイツ連合自治会



北下浦地区協議会会則の取扱要領

1 第2条の事務局は、当面北下浦行政センター内に置くが、事務の執行は町内会・自治会の推薦により理事会が承認する職員が、北下浦行政センターの支援を受けながらこれを行うこととする。

2 第7条の部会長は、別表1に定める連合町内会・連合自治会の副会長または町内会・自治会が推薦した者の中から理事会において決定する。

3 会計及び監事は、会員の中から選出し、理事会において決定する。

4 第14条に定める部会は、各10名以内とし、次の構成とする。

- ア 連合町内会・連合自治会 5名以内
- イ 栗田町内会 1名
- ウ 事務局 1～2名
- エ 北下浦行政センター 2名以内

5(1) 第15条の分科会には、町内会長・自治会長のほか、町内会長・自治会長の推薦する者、観光協会等観光関係者、地区社会福祉協議会等福祉関係者、民生委員・児童委員、社会福祉推進委員、地区ボランティアセンター関係者、小・中学校長の推薦する者、その他必要と認められる者を参加させることができる。

(2) 委員の任期は、個別案件が終了するまでの間とする。

6 第17条の協議会の経費は、当面、理事会、総務部会、広報部会及び分科会の運営経費のみとし、事業等の拡大に伴い、経費等が必要になった場合は理事会で協議することとする。